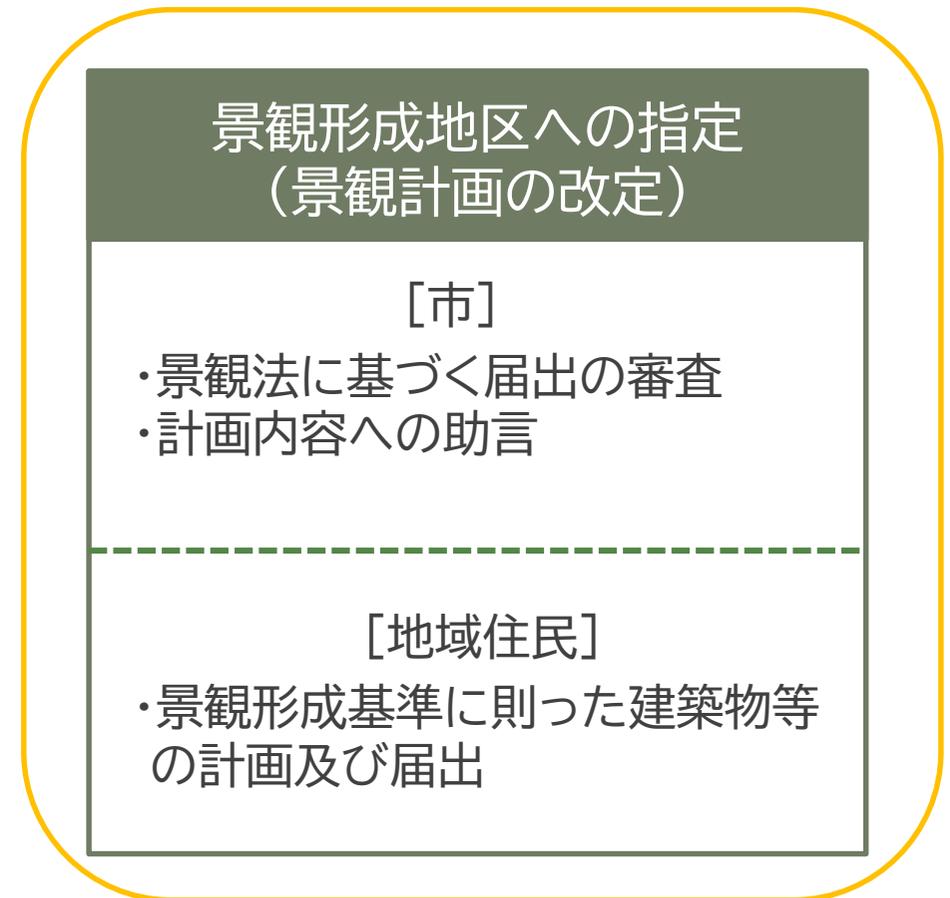
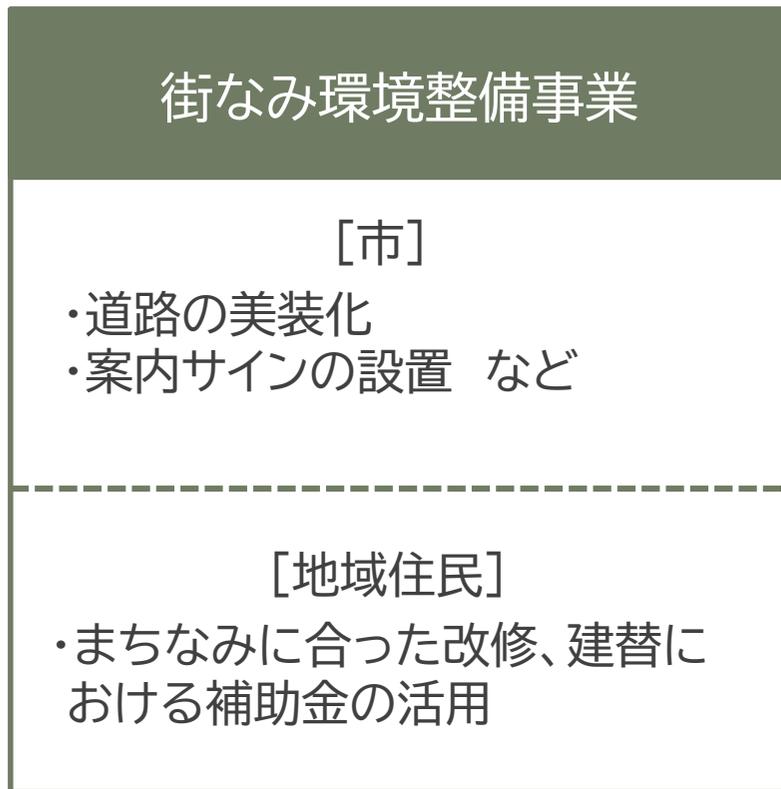


第3号案件

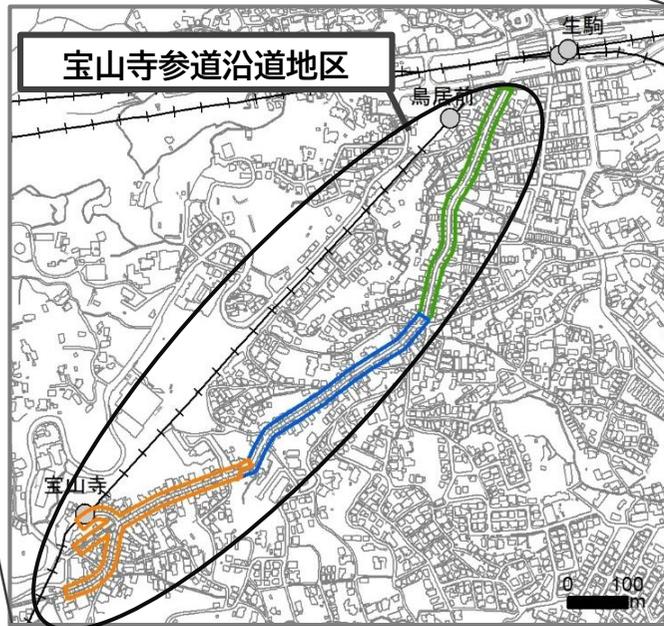
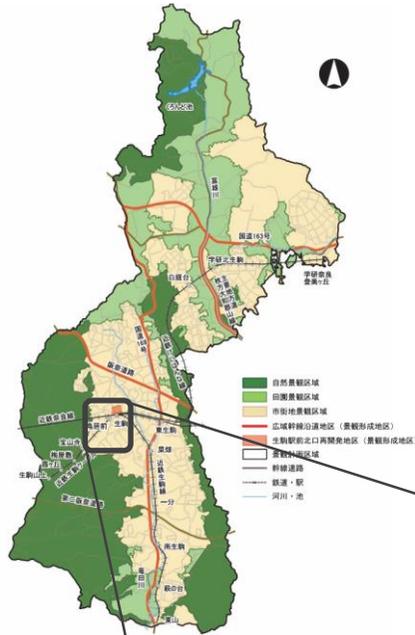
生駒市景観計画の改定について（意見聴取）

市と地域住民が一緒になって景観まちづくりを進める



景観法第9条第2項及び第8項の規定により、
あらかじめ都市計画審議会の意見を聴く必要がある。

景観形成地区の追加指定



「景観計画区域」

景観計画区域	
区域名称	区域の範囲
自然景観区域	市街化調整区域のうち、国定公園等に指定されている区域
田園景観区域	市街化調整区域のうち、自然景観区域に含まれない区域
市街地景観区域	市街化区域

景観形成地区	
地区名称	地区の範囲
広域幹線沿道地区	幹線道路(国道168号等)及びその道路の境界線から両側10m
生駒駅前北口再開発地区	生駒駅前北口地区第一種市街地再開発事業の施行区域

新たに「景観形成地区」を追加

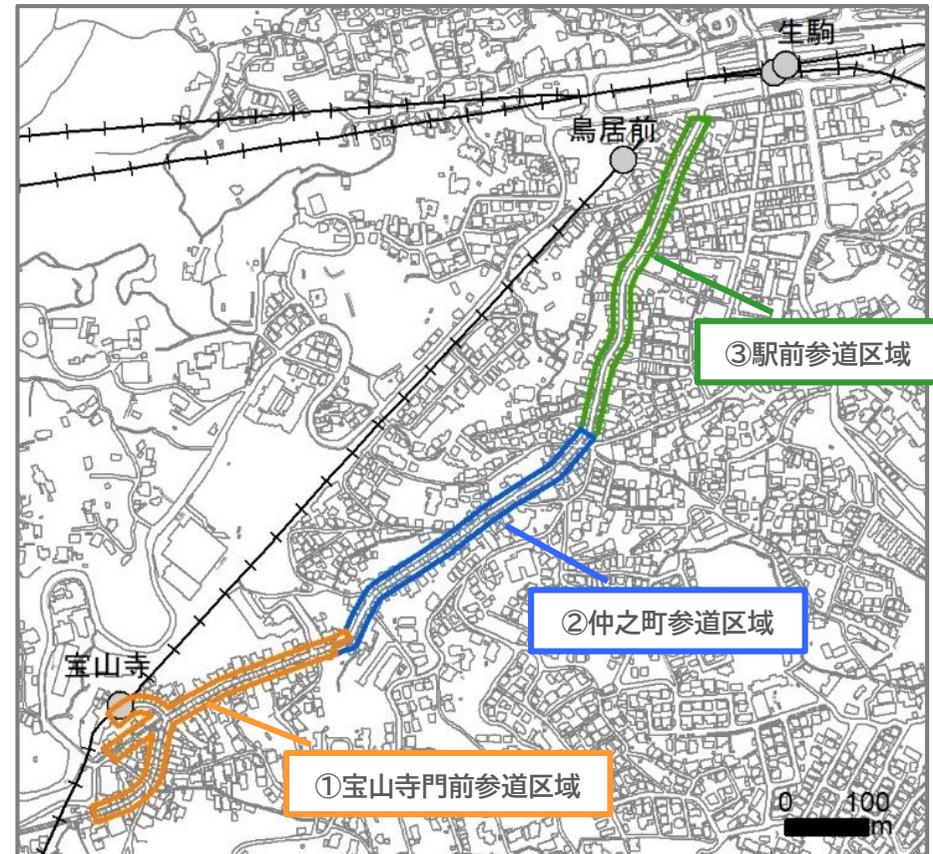
景観形成地区	
地区名称	地区の範囲
宝山寺参道沿道地区	宝山寺参道及び参道の境界線から両側10m

● 宝山寺参道沿道地区

宝山寺の参道沿道において歴史的なまちなみを保全し、良好な眺望を活かしていく景観まちづくりを推進する地区

地区の特性に応じて3区域に区分

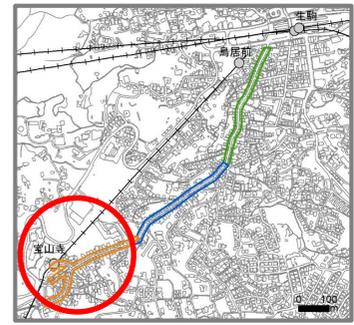
- ① 宝山寺門前参道区域
- ② 仲之町参道区域
- ③ 駅前参道区域



宝山寺参道沿道地区

①宝山寺門前参道区域

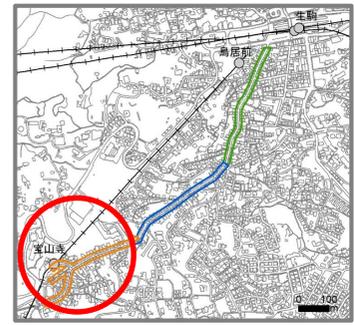
① 宝山寺門前参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
共通	参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。	参道の趣きの尊重
	参道から見える矢田丘陵や市街地への眺望を遮らないように配慮すること。	見下ろす眺望 見渡す眺望
配置、規模 及び高さ	参道からの眺望に配慮し、高さはできる限り低層とすること。	建物高さ
	駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に配置すること。	駐車場の配置

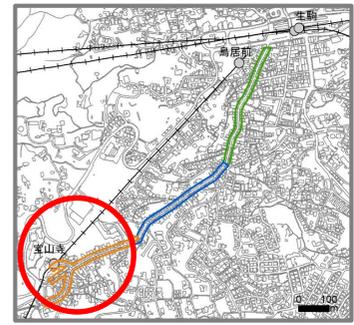
① 宝山寺門前参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
形態及び 意匠	軒・庇を設置する等、参道にふさわしいデザインを取り入れること。	参道らしいデザイン
	店舗の軒先には、人が気軽に立ち寄れる空間を設けるなど、まちのにぎわいの演出に努めること。	にぎわいの演出
	外部に設ける建築設備は、参道から目立たないよう配慮すること。	外部の設備
	照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。	夜間景観
	駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。	駐車場

① 宝山寺門前参道区域

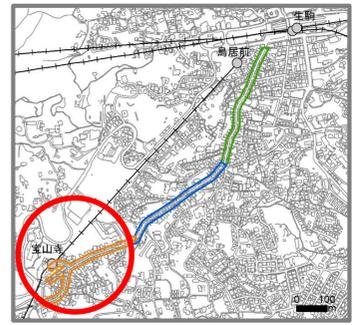


● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
形態及び意匠	建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。	広告物
色彩	別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、周辺の景観と調和させること。	落ち着いた色彩
緑化	行為地が500㎡以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とし、原則として参道側に配置すること。	緑豊かな空間

① 宝山寺門前参道区域

● 将来の街並みのイメージ



参道

宝山寺駅前

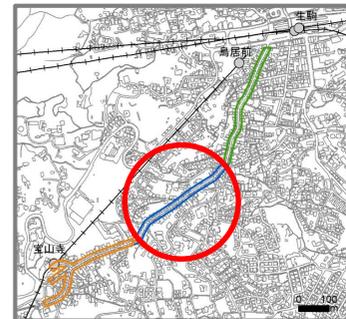


店舗の軒先には、人が気軽に立ち寄れる空間を設けるなど、まちのにぎわいの演出に努める。

宝山寺参道沿道地区

②仲之町参道区域

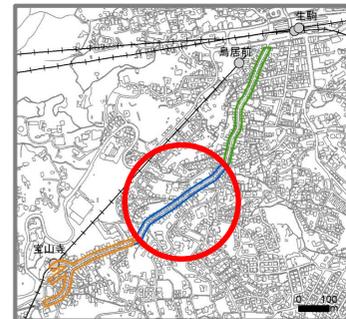
②仲之町参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
共通	参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。	参道の趣きの尊重
	参道から見える矢田丘陵や市街地への眺望を遮らないように配慮すること。	見下ろす眺望 見渡す眺望
	参道から見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。	見上げる眺望
配置、規模 及び高さ	参道に面する建築物の各部分の高さ (H) は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離 (D) との比が、1 以上になるようにすること。(D/H=1 以上)	建物高さ
	駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に設置すること。	駐車場の配置

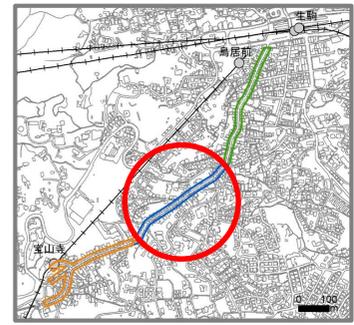
②仲之町参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
形態及び 意匠	軒・庇を設置する等、参道にふさわしいデザインを取り入れること。	参道らしいデザイン
	外部に設ける建築設備は、参道から目立たないよう配慮すること。	外部の設備
	照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。	夜間景観
	駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。	駐車場
	建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。	広告物
	参道際から壁面を後退する時は、良好な周辺の景観と調和した塀、垣又は柵を設けること。	まちなみの連続性

②仲之町参道区域

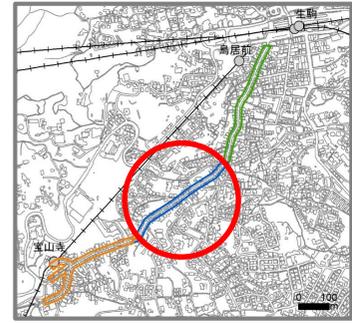


● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
色彩	別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-住居系）に適合するとともに、周辺の景観と調和させること。	落ち着いた色彩
緑化	行為地が500㎡以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とし、原則として参道側に配置すること。	緑豊かな空間
	参道側は樹木等によりできる限り緑化すること。	

②仲之町参道区域

● 将来の街並みのイメージ



参道側は樹木等により
できる限り緑化。

参道際から壁面を後退する時は、
良好な周辺の景観と調和した塀、
垣又は柵を設ける。

$D/H=1$ 以上

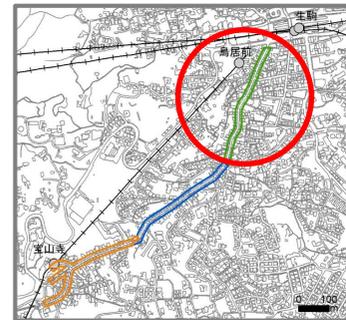
H：参道に面する建築物の各部分の高さ

D：前面道路の反対側の境界線からの水平距離

宝山寺参道沿道地区

③駅前参道区域

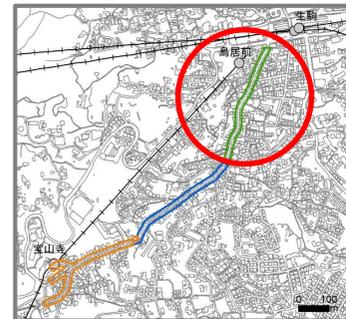
③駅前参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
共通	参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。	参道の趣きの尊重
	生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。	見上げる眺望
	生駒市の歴史的な玄関口にふさわしい形態及び意匠とすること。	市の歴史的な玄関口
配置、規模及び高さ	参道への圧迫感を与えないように配慮した高さとする。	建物高さ
	駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に設置すること。	駐車場の配置
	にぎわいの創出に配慮した配置とすること。	にぎわいの演出

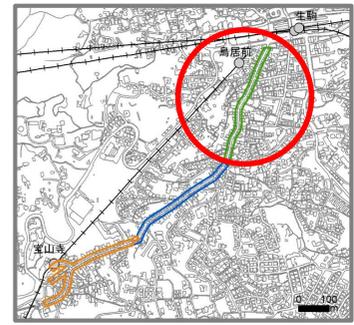
③駅前参道区域



● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
形態及び 意匠	軒・庇を設置する等、参道にふさわしいデザインを取り入れること。	参道らしいデザイン
	参道に面する店舗は、参道とのつながりを意識したデザインとし、まちのにぎわいの演出に努めること。	にぎわいの演出
	外部に設ける建築設備は、参道から目立たないように配慮すること。	外部の設備
	照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。	夜間景観
	駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。	駐車場

③駅前参道区域

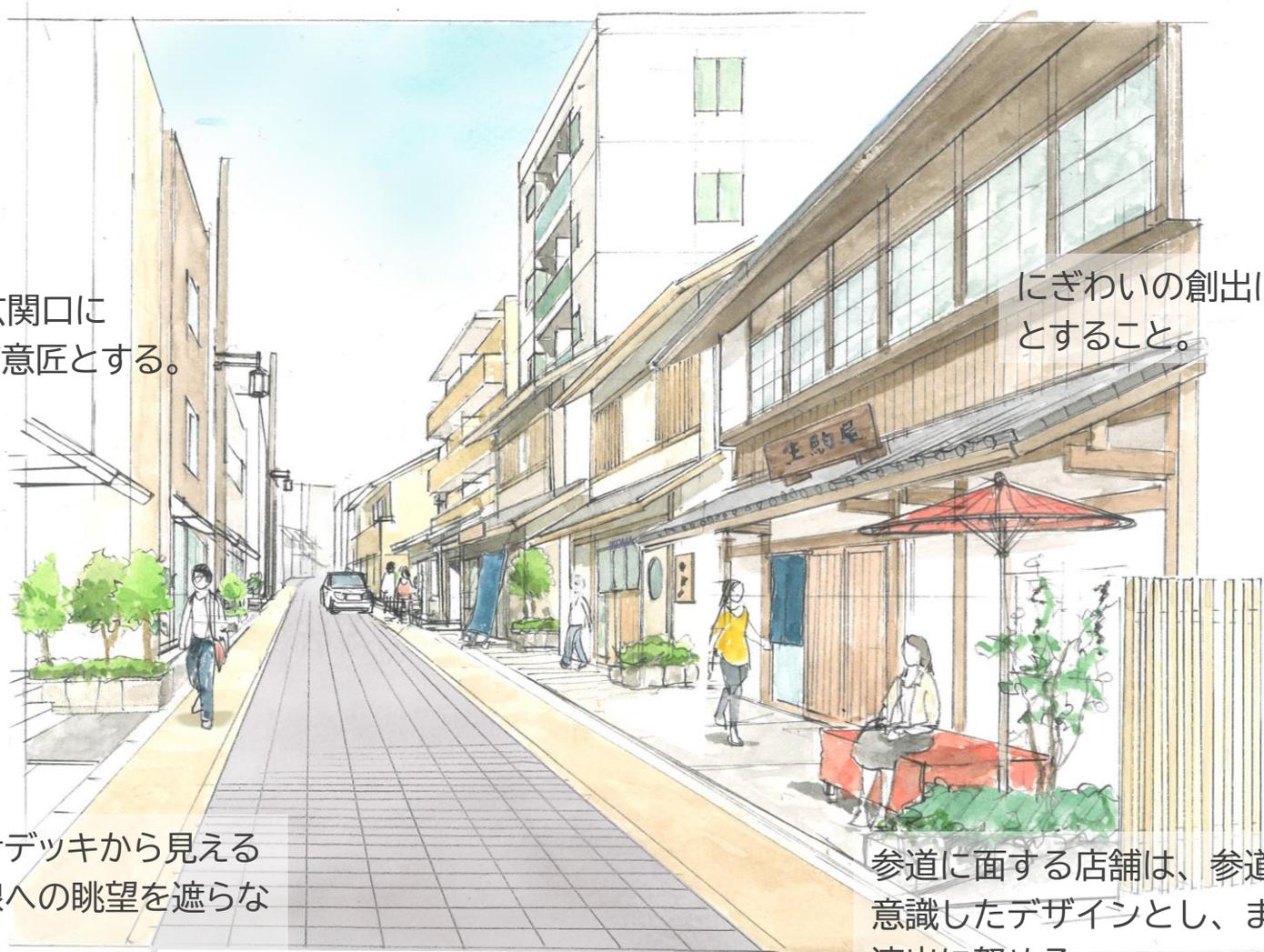
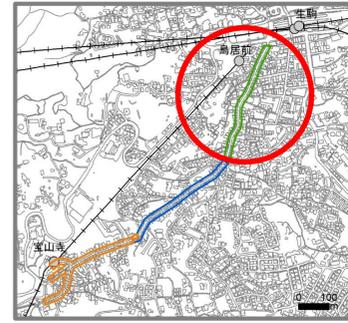


● 景観形成基準

項目	景観形成基準	キーワード
形態及び意匠	建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。	広告物
色彩	別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、周辺の景観と調和させること。	落ち着いた色彩
緑化	行為地が500㎡以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とし、原則として参道側に配置すること。	緑豊かな空間

③駅前参道区域

● 将来の街並みのイメージ



生駒市の歴史的な玄関口にふさわしい形態及び意匠とする。

にぎわいの創出に配慮した配置とすること。

生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮。

参道に面する店舗は、参道とのつながりを意識したデザインとし、まちのにぎわいの演出に努める。

これからの取組 (予定)

今後の予定

	R 7年度						R 8年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
都市計画審議会		状況報告 ●			意見聴取 ●		
景観審議会	事前説明 ●				諮問 ●		
景観計画 改定 (規制誘導・届出制度)		住民等の 意見収集		計画案修正		景観計画改定	運用開始 ・届出受付
街なみ環境整備事業 (補助制度・空間整備)		住民等の 意見収集		計画案修正		事業計画策定	事業開始 ・空間整備 ・修景補助